

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5回豊島区民間保育所事業者選定審査会
事務局（担当課）		子ども家庭部 保育課
開催日時		令和4年1月6日（木）午後3時～午後4時15分
開催場所		豊島区役所本庁舎4階 子ども家庭部会議室
議 題		<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）東池袋第一保育園事業者選定 第一次審査</p> <p>① 応募事業者概要の説明</p> <p>② 応募事業者財務分析結果の説明</p> <p>③ 応募事業者既存運営園における行政指導状況の説明</p> <p>④ 東池袋第一保育園保護者からの要望報告</p> <p>⑤ 応募事業者の第一次審査の評定及び取りまとめ</p> <p>（2）二次審査対象者決定</p> <p>（3）その他（審査スケジュールの調整など）</p> <p>3 閉 会</p>
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 （非公開・一部非公開の場合は、その理由） 豊島区行政情報公開条例第7条第5号の規定による。
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 （非公開・一部非公開の場合は、その理由） 公正な選定審査に支障を及ぼす恐れがあるため、議事における発言者は非公開とする。 なお、会議資料については、豊島区行政情報公開条例第7条第3号の規定により非公開とする。
出席者	委 員	箕輪 潤子（武蔵野大学准教授）、善本 眞弓（東京成徳大学教授）、奥島正信（政策経営部長）、末吉 正伸（施設整備担当部長）、澤田 健（子ども家庭部長）
	事 務 局	保育政策担当課長、保育課長、保育計画グループ係長、総務総括グループ係長、公立運営グループ係長、保育計画グループ主任

※発言者は委員を【ア】～【オ】、事務局を【事】と表記する。

1 開会

＜事務局が進行及び以下の事項を説明＞

- ・ 令和3年10月1日から11月30日まで実施した東池袋第一保育園民営化事業者公募において、株式会社4事業者、社会福祉法人3事業者の計7事業者から応募申込があった。審査のために収集した資料内容をご確認いただき、一次審査通過者を決定していただきたい。
- ・ また、本日はコロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部オンライン会議として開催する。

2 議事

(1) 東池袋第一保育園事業者選定 第一次審査

① 応募事業者概要の説明

＜説明の概略＞

- ・ 資料2-2応募事業者の審査書類等概要一覧表は、今回応募のあったA～G法人の提案内容を比較しやすくするための表であり、各項目の最下段には参考として、令和元年度の駒込第二保育園の民営化選定審査会で運営事業者として選出された「社会福祉法人 若草保育園」の提案時の内容を併記。
- ・ 1、2ページ目は、各事業者の概要と法人理念、既存園1園を例とした既存施設の概要を示している。
- ・ 既存園における各事業者の事業活動収入に対する人件費の割合は42.8%～66.2%となっており、事業者により若干の差がある。
- ・ 離職率は、0%から最大で35.3%と事業者により差が出ており、その理由については、大半が転職や結婚、出産、疾病によるものとなっている。
- ・ 3、4ページ目、保育理念と東池袋第一保育園における職員配置案、保育業務の引継内容と必要経費を記載。保育理念について、D法人とE法人は現園の内容を継承するとしており、B法人は現園のものに法人の理念を追加した内容となっている。
- ・ 職員配置案は、事業者により26名から34名の配置を計画している。このうち、A法人については、常勤換算を含めて26名としており、公募要項で求める要件を満たしていない提案となっている。既に採用している職員の割合は6%から76%と事業者により大きな差が出ている。
- ・ 保育引継ぎ期間について、今回の公募では6か月以上を要件としているが、A法人のみ4か月で提案してきている。D法人は7か月としており、その他の事業者は6か月と公募要項における要件を満たしている状況。引継ぎに必要な経費は、A法人は提示が無く、その他の事業者は最大で2,612万円から最小で1,452万円と大きな開きがある。なお、駒込第二保育園の民営化に係る引継ぎ経費は同

項目の最下段に参考として記載。引継ぎ経費は、事業者決定後の区との協議の中で、当初提案と変更される可能性が想定されるものである。

- ・ 5、6 ページ目は、保育の計画（案）、実施予定の特別保育事業、家庭や医療機関、地域との連携に係る内容。特別保育事業の中で、一時保育事業について3法人から提案の記載があるが、具体的な提案に至っていないものが2法人（E、G法人）、区の実施要綱上、提案内容での実施は不可となるものが1法人（B法人）となっている。家庭との連携については、連絡帳アプリなどICTの活用を4法人（C、D、E、G法人）が提案している。医療機関や地域との連携については、既存の東池袋第一保育園における連携を引き継ぐといった内容が多くなっている。
- ・ 7、8 ページ目、事故防止・安全対策と虐待などへの対応、特別な配慮が必要な子どもの受け入れ・保育の考え方をまとめたもの。マニュアルやチェックリストを活用した対応に加えて、研修の実施により対応力の定着、向上を各法人行っていくという内容となっている。また、特別な配慮が必要な子どもの受入れについては、マニュアル等の整備を各法人進めているだけでなく、ひとり一人の子どもと向き合った対応をしていくことが記載されている。
- ・ 9、10 ページ目、地域における子育て支援、職員の研修、特にアピールしたいこと。地域における子育て支援については、東池袋第一保育園の子育て支援「どんどん」を引き継いだうえで実施をするといった提案がされている。職員の研修については、オンライン研修を取り入れるなど、コロナ禍への対応を進めつつ、グループ法人の研修を活用するなど、各法人で職員の育成を掲げている。特にアピールしたい事項については、B、C、F法人からは特に出していない。A・D・E・G法人からの内容については資料記載のとおり。

② 応募事業者財務分析結果の説明

<説明の概略>

- ・ 本審査会による審査を経て、選定された事業者は、都の認可に係る基準に基づき、認可を受けたうえで東池袋第一保育園の運営を行なうことになる。認可基準の中で、民間保育所の設置主体について、財務内容が適正であって、直近の会計期間において、当該経営主体の全体の財務内容について、債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっておらず、3年連続して損失を計上していないこととされているため、この基準に適合しているか、民営化後の収支に問題がないかを確認するために財務分析を実施している。
- ・ 始めに資料2-4-1「応募事業者の財務分析結果報告書【調査基準】」を基に説明し、4ページの「(4)得点%」及び5ページ「3.評価」により可視化され、コメントされていることを説明。安定的に事業を継続できる能力があることを確認するため、収益性の高さよりも安全性を重視した評価となっている。

- ・ 次に資料 2-4-2 「財務分析結果報告書【財務内容審査編】」を基に説明。
- ・ 1・2 ページは総括、3 ページ以降が事業者個別の評価。
- ・ 1・2 ページは 7 事業者の総括ページであり、株式会社の C・D・F・G 法人は 18 点満点、社会福祉法人の A・B・E 法人は 21 点満点で得点がついており、法人の「得点%」により、A～E の「評価」がつけられている。
- ・ 今回の財務分析において、A 評価が F 法人、B 評価が B 法人、C 評価が A・D・E・G 法人、D 評価が C 法人となっている。各法人の得点、総合評価については資料に記載の通り。
- ・ 続いて、資料 2-4-3 「財務分析結果報告書【収支計画分析編】」を基に説明。これは、東池袋第一保育園を運営すると想定した収支計画の分析で、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年分について分析している。なお、A 法人については収支計画書の提出にあたり、分析に必要な情報が不足していたため、収支計画分析は対象外となっている。1、2 ページは総括、3 ページ目以降で法人ごとに収支の分析を行っている。また、平成 30 年度から令和 2 年度の認可保育所応募事業者の収支計画の平均値と本応募事業者の収支計画の比較も行っている。平均を出している事業者については資料 2-4-3 の最終ページに記載あり。
- ・ 各法人の収支計画は、分析できなかった A 法人を除き、破綻している計画はない。

③ 応募事業者既存運営園における行政指導状況の説明

<説明の概略>

- ・ 資料 2-3 応募事業者既存運営園における行政指導状況を基に説明。
- ・ これは、A～G 法人毎に指導検査の結果を一覧にしたもので、主に東京都指導監査部から聴き取りをした内容となっている。
- ・ 指導検査において、「文書指摘」と「口頭指導」という項目があり、「文書指摘」とは、特定教育・保育施設(私立保育所)指導検査基準に則り、文書による指摘となったもので、ホームページでの公表対象となる指摘であり、後日改善報告の提出が必要なもの。「口頭指導」とは、文書や公表の対象とはならないが、より良い保育のために口頭で改善を促すもの。
- ・ 文書指摘については全て改善済みとなっているが、C 法人は同様の指摘を複数回受けており、他園への共有など本部管理体制に課題があるものとみられる。
- ・ 口頭指導については、運営に関連したものが多く、健康診断の検査項目や実施時期、未受診者がいる、消防設備の点検未実施や消防計画の内容不備、労働条件や就業規則等の内容が不十分といった内容となっている。

④ 東池袋第一保育園保護者からの要望報告

<説明の概略>

- ・ 東池袋第一保育園保護者からの要望について、令和3年10月25日に実施した保護者説明会時点での内容をまとめている。大きく分けて、アレルギー対応に関すること、保育引継ぎに関すること、事業者選定に関することの三点。このうち、事業者の選定に関することの①の項目について、委員の皆様には審議いただきたい。公募要項において、一次審査を通過した事業者に対し、日常の保育場面の映像を提出するよう求めており、この映像を作成するにあたり、必ず盛り込む事項を示している。このなかに、②児童が園庭で遊んでいる場面（園庭がない場合のみ保育室内でも可）という項目があるが、保護者説明会の際、外と内での遊びの保育は目の配り方が異なるので、保育室内で遊んでいる様子、園庭または公園等で遊んでいる様子、この2点を併せて提出するようにして選定を行ってほしい、との要望をいただいている。この要望に対する事務局案として、「児童が園庭で遊んでいる場面（園庭がない場合のみ保育室内でも可）」の部分で、「保育室内での遊んでいる様子及び、園庭または代替屋外遊戯場で遊んでいる様子」として事業者に提出を求め、審査を行ってはどうかと考えている。
- ・ 公募開始後、各事業者からの提案書類を東池袋第一保育園に設置し、意見・要望を提出できるようにしているところであるが、現在まで特に要望書は提出されていない。この審査会の後も、提案書類は引き続き設置し、随時意見をいただくよう進める予定であり、新しい意見等が出た場合、次回の審査会において報告したい。

【ア】 これまでの事務局からの説明に対し何か意見はあるか。また保護者要望に対して、事務局案どおり進めてよいか。

【オ】 資料2-5の保護者要望については、事務局案のとおり進めてよいと考える。確認だが、A法人は職員配置と保育引継ぎ期間について公募要項に規定する条件を満たしていないというのは間違いないか。

【事】 間違いない。

【オ】 保育引継ぎ経費の補助について、事業者からの提示金額に関わらず、区からの補助金額は上限を定めて行うという理解で良いか。

【事】 金額は東池袋第一保育園民営化についての予算上の措置がなされてから決定される場所であるが、上限を定めて行うのはその通りである。

【オ】 上限より高い金額で提案してきている事業者に対しては、上限金額に見合うように内容を落とすということになるのか。

【事】 駒込第二保育園民営化のケースでもあったが、補助金額を超える部分については事業者の持ち出しで実施するということが想定される。

【エ】 A法人のような提案要件を満たしていない事業者も採点対象として加えるべきか。

【事】審査の対象とはなるため、採点は行っていただきたい。ただし、そういった事業者は審査項目の中でE評価がつくこともありうる。いずれかの項目でE評価が2名以上の委員から付けられた場合は、当該事業者は失格となる。

【エ】保護者からの意見で求められている保育引継ぎにおける職員配置は、事業者からの提案において、いずれも満たされているという理解でよいか。

【事】その通りである。

【ウ】財務分析評価について、事業者によりA評価からD評価までであるが、各事業者の評価全体として、財務状況が明らかに不適切な事業者はいないと言えるか。また全体の評価として、どういった考え方をすればよいか。

【事】財務分析については、評価点だけではなく、財務状況に関するコメントも踏まえて総合的に判断すべきである。それらを考慮した総合的判断により審議いただきたい。

【イ】事業者から提出された資料について、事務局がヒアリング等により、事業者から補足で説明を受けている内容はあるか。

【事】提出された内容以上に、事務局として追加提出を求めたり、ヒアリングを行うといったことはしていない。今回は提出されている書類の範疇で審議いただくが、提出書類から把握しきれなかった事項があった場合で、当該事業者が二次審査の対象となる場合は、二次審査における事業者プレゼンテーション時にヒアリングしていただきたい。

【イ】人件費率について、事務局から補足説明はあるか。

【事】収支計画における人件費率について、人件費率が高いと収益性は低くなる傾向にあるが、職員の処遇向上に還元されていると見ることもできる。また低い場合は、収益性は向上するが、職員の処遇に課題があると見ることもできる。極端に高い、あるいは低い状況はないかという視点で見るとすべきである。

【イ】離職率について、事務局としての見解はどうか。

【事】事業者によって離職率の差はあるものの、理由はいずれもライフステージの変化によるものが大半であり、特段の問題はないものと考えている。

【ア】保護者からのご意見については、各委員とも事務局案どおりということによいか。

【イ～オ】その通りでよい。

⑤ 応募事業者の第一次審査の評定及び取りまとめ

<以上の内容を基に各委員が評定し、事務局が取りまとめの上、説明。>

(2) 二次審査対象者決定

【ア】この評定の集計結果について何か意見はあるか。

各委員の意見を聞いた上で、点数の変更を行う場合は申し出てほしい。

【事】一点補足として、A法人については、2名の委員よりE評価が付けられている項目があるため、この時点において失格となる。

【ア】 A法人は失格ということで、その他の法人についての評価で意見があればお願いしたい。

【オ】 上位3事業者の評価が拮抗しているため、3事業者を二次審査対象としてはどうか。

【エ】 評価点の上位からG法人、D法人、E法人を二次審査対象とすることでよい。

【ウ】 3事業者を二次審査対象とすることに異論はない。

【イ】 各委員の意見に同意する。

【ア】 各委員からの意見のとおり、G法人、D法人、E法人の3事業者について、既存園視察とヒアリングを実施することとしたい。

<結果>

- ・ 二次審査対象者は、評定において高得点を獲得した上位順にG法人、D法人、E法人の3事業者に決定する。

(3) その他（審査スケジュールの調整など）

<事務局から以下の事項を説明>

- ・ 一次審査通過者については後日書面で通知するとともに、公募要項に記載の日常保育場面映像を提出いただく。
- ・ 二次審査対象法人の既存園視察を1月28日で調整。一日での実施が困難な場合は、2月7日に追加実施。
- ・ 第6回選定審査会は2月18日に開催予定。

3 閉 会

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

<p>会議の結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二次審査対象者は、評定において高得点を獲得した上位順にG法人、D法人、E法人の3事業者に決定する。
<p>提出された資料</p>	<p>資料1 次第 ※2</p> <p>資料2-1 応募事業者の提案書／7事業者（A～G）※1</p> <p>資料2-2 応募事業者の審査書類等概要一覧表 （(7)決算書等除く・事務局作成）※2</p> <p>資料2-3 応募事業者の既存園に係る行政指導状況（H30～R3） 【事務局ヒアリング調査】 ※2</p> <p>資料2-4 応募事業者の財務分析結果報告書（外部診断委託）※2</p> <p>資料2-5 保護者からのご意見 ※2</p> <p>資料3 第一次審査評定表※2</p> <p>参考資料1 民間保育所事業者選定審査会（東池袋第一保育園）委員名簿 ※2</p> <p>参考資料2 東池袋第一保育園_運営事業者選定審査基準 ※2</p> <p>※1 紙媒体を事前配布 ※2 電子データを事前送信</p>
<p>その他</p>	<p>二次審査対象者の既存園及び東池袋第一保育園の委員視察は、令和4年1月28日(金)又は2月7日(月)、もしくはその両日において実施する。</p> <p>その後、第6回選定審査会は令和4年2月18日(金)に開催する。</p>